

# 総務委員会

## I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

### ○ 議題

1. 通達事項（別紙）
2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
4. 東京大学とミュンヘン・ルートヴィヒ＝マクシミリアン大学との学術交流協定の更新について  
(教B2号)
5. 東京大学と国立台湾大学との学術交流協定の更新について（教B3号）
6. 東京大学とベルリン自由大学との学術交流協定の更新について（教B4号）
7. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とハインリッヒ・ハイネ大学デュッセルドルフ文学部との学術交流協定並びに学生交流覚書の更新について（教B5号）
8. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とカタール大学総合文化学部との学術交流協定の終結について（教B6号）

### ○ 報告事項

1. 寄附金の受入について（研B2号）

## II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総B3号）（総B4号）
4. 各委員会報告（経B1号）（教B7号）「高校生と大学生のための金曜特別講座」
5. その他
  - ・ホームカミングデイについて
  - ・役職者の交代等について（総B5号）

### ○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総B6号）
3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総B7号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部建設委員会規則の一部改正（経B2号）
5. 2023年度授業日程について（教B8号）
6. 東京大学とボン大学との学術交流協定の更新について（教B1号）

### ○ 教員人事の内容

准教授	提案	4件
教授	提案	1件

### （参考）2022年9月1日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

#### ○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総A2号）
3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正（総A3号）
4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総A4号）

#### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）
3. 各委員会報告（なし）
4. その他

[ 総務委員会 ]

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会

・第2回教育支援経費の申請について（経B1号）

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎  
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

・令和4年度教養学部卒業生数(令和4年8月31日付)（教B7号）

建設委員会

環境委員会

防災委員  
会の他

社会連携委員会

2022年度A Semester 「高校生と大学生  
のための金曜特別講座」について

## 総務委員会議事要旨(案)

日 時：2022年9月1日(木) 13:15～13:49

場 所：Zoom会議

出席者：52名

### I. 総務委員会議題(総務委員会議決事項)

#### ○ 議題

##### 1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

#### ○ 報告事項

なし

### II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

#### ○ 報告事項

##### 1. 総務委員会報告

##### 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

##### 3. その他

・成績判定への申立を行った学生案件について

#### ○ 議題

##### 1. 教員人事

##### 2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正

##### 3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正

##### 4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正

#### ○ 教員人事の内容

講 師 提 案 1 件

准 教 授 提 案 1 件

報 告 1 件

計 3 件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項 1件

2022. 9. 15

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	グローバルリーダー育成プログラム ( G L P ) 推進室員	アルガイ <sup>なほこ</sup> 教 授	キハラハト <sup>あい</sup> 教 授	自 2022. 9. 1 至 2023. 3. 31	自 2022. 9. 1 至 2023. 3. 31

受託研究の受入について

2022年度

2022年9月15日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額	備考
	役職	氏名	所属					
9	教授	若本 祐一	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	ライブセルオミクスと細胞系譜解析によるパーシスタンスの理解と制御	1,300,000	変更契約 変更後総額: 23,205,000円
51	講師	瀬尾 秀宗	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	先端的バイオ創薬等基盤技術開発事業	二重特異性を有する完全ヒト抗体の迅速取得とそのシームレスな最適化	26,000,000	変更契約 変更後総額: 52,000,000円
71	准教授	中村 優子	進化認知科学研究センター	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国家課題対応型研究開発推進事業・脳とこころの研究推進プログラム(戦略的国際脳科学研究推進プログラム)	国際MRI研究連携によるAYA世代脳発達および障害のメカニズム解明	16,100,000	・医学部附属病院より学内配分
72	准教授	小池 進介	進化認知科学研究センター	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国家課題対応型研究開発推進事業・脳とこころの研究推進プログラム(戦略的国際脳科学研究推進プログラム)	人生ステージに沿った健常および精神・神経疾患の統合MRIデータベースの構築にもとづく国際脳科学連携	8,050,000	・医学部附属病院より学内配分
73	特任准教授	池澤 聰	ギフテッド創成寄付講座	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	障害者対策総合研究開発事業(精神障害分野)	既存介入プログラムの整備	468,000	
74	准教授	吉田 丈人	広域システム	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所	-	地域社会における植物資源利用の多様性の分析に関する支援業務	1,496,560	
75	特任准教授	池澤 聰	ギフテッド創成寄付講座	昭和大学発達障害医療研究所	-	発達障害グレーゾーンにおけるVR技術を用いた支援・介入の研究	350,000	
76	准教授	藤川 直也	相関基礎(哲学)	昭和大学発達障害医療研究所	-	自閉スペクトラム症と言語普遍性	350,000	
77	准教授	鎌倉 夏来	地域未来社会連携研究機構	四日市市	-	四日市市スマートシティ化に向けたまちづくりDXの市民参画に関する研究	3,000,000	

## 共同研究の受入について

2022年度

2022年9月15日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額	備考
	役職	氏名	所属					
35	教授	館 知宏	広域システム	株式会社豊田中央研究所	折紙メタマテリアルを用いた構造物の設計・製造	2022.7.1～2023.3.31	2,001,000	
36	教授 (機構長)	中澤 公孝	スポーツ先端科学連携 研究機構	ヤマハ株式会社	コミュニケーションロボットを用いた 自己モニタリングと生理・身体運動 データとの対照	2022.4.1～2023.3.31	0	
37	教授	太田 邦史	生命環境	セイコーエプソン株式会社	微細藻類の育種技術の開発	2022.9.1～2023.8.31	1,950,000	
38	教授	道上 達男	生命環境	公益財団法人京都大学iPS 細胞研究財団	再生医療を視野に入れた、ヒトiPS 細胞からの膵島細胞誘導法の確立	2022.4.1～2023.3.31	0	株式会社カネカを含めた三 者契約
39	助教 特任助教	小豆川 勝見 堀 まゆみ	広域システム	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構	福島県内における環境試料の高度 分析	2022.8.9～2023.3.31	0	
40	准教授	小林 広和	相関基礎	株式会社アイシン	非可食系バイオマス変換物からの 副生物除去に関する研究	2022.7.29～2023.3.31	1,300,000	
41	准教授	吉本 敬太郎	生命環境	ダイキン工業株式会社	東大   アプタマーを利用した微生物 の見える化に関する技術開発	2022.10.1～2023.3.31	11,847,000	

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2022/9/15

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ミュンヘン・ルートヴィヒ・マクシミリアン大学	
	英語	Ludwig-Maximilians-University of Munich	
	当該国語 ※任意	Ludwig-Maximilians-Universität München	
地域/国名	ヨーロッパ	ドイツ	
設立年	1472	年設立	
設置形態	国立		
URL	<a href="https://www.lmu.de/en/index.html">https://www.lmu.de/en/index.html</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	18の学部、多数の研究所および付属病院 学生数約52,000人、教員数約800人		
相手国内における大学(機関)としての評価	ドイツで最大規模の大学であり、研究・教育の水準でもドイツのトップクラスの大学である。		
その他 (特色等があれば記入)	ドイツのCOEにあたるExzellenzinitiativeの第一期(2006)・第二期(2012)でともに多数の重点予算配分を獲得し、研究拠点大学となっている。また、日本研究センターが設置され、ドイツにおける日本研究の拠点でもある。		
2.更新理由			
<p>東京大学およびミュンヘン大学は、1997年に締結された大学間学術交流協定に基づき、研究者の交流および共同シンポジウムの開催等活発に研究交流活動を行ってきた。また、2012年からは全学学生交換プログラムに基づいて両大学の学生の双方向の交流をさらに活発化させ、大きな教育的効果をあげてきた。この度、学術交流協定を更新することによって、さらに活発な日独交流の成果をあげることが期待される。</p>			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
全学協定	関係部局:	医学系研究科	
	協定名(日):	MEMORANDUM ON EXTENSION OF AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE	
	協定名(英):	BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND LUDWIG-MAXIMILIANS-UNIVERSITÄT MÜNCHEN	
▼協定の種類	関係部局:		
	協定名(日):		
	協定名(英):		
交流分野			
全ての分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→( )
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年):	人( 学期)[学部生/大学院生]
4.これまでの交流実績、成果等			
<p>1. 総合文化研究科では、ミュンヘン大学との間で2007年以降毎年9月に「日独学生交流セミナー」を開催している。2011年は東日本大震災の影響で中断したが、2012年に再開した。この5年間では、2017年、2018年、2019年に双方から10名程度の学生と複数の教員がセミナーに参加し、双方の大学の教員による講演、ミュンヘン大学の学生によるプレゼンテーション、本学の学生との意見交換などを行い、セミナー終了後は茶話会を開いて親交を深めた。また、滞在中は来日した学生の専門に関係の深い学内の他研究科・研究所の研究室訪問も行って来た。コロナ禍のため2020年以降はオンラインで交流会を開催しており、お互いコロナの状況下でそのように過ごしているか話しており、対面でのセミナー再開が待たれるところである。</p> <p>2. 医学系研究科では、臨床・研究実習のための学生交換が続いており、毎年双方から1-2名の医学部最終学年の学生が1-2か月の実習を相手大学でしている。COVID-19パンデミックにより一時中断を余儀なくされたものの学生交換は再開しており、2022年4-5月に1名の本学学生がミュンヘン大学で2か月間の研究実習を行った。さらに、2022年度中に2名のミュンヘン大学の学生に本学で臨床実習をして頂くための準備が進んでいる。</p> <p>3. 東京大学とミュンヘン大学との間で学長間の相互訪問・交流が定期的に行われている。</p>			

<b>5. 更新後の交流計画</b>	
東京大学およびミュンヘン大学の双方向的な研究者の交流および学生の交換というこれまでの交流プログラムをさらに充実したものにします。	
<b>6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)</b>	
2022年9月に部局の承認を得、同月中に双方の代表者が署名の予定である。	
<b>7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)</b>	
責任者: 森山 工 (総合文化研究科長・教授) 幹事教員: 梶谷真司 (総合文化研究科・教授) 大石紀一郎 (総合文化研究科・准教授) 佐藤伸一 (医学系研究科・教授)	
<b>8.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>	
責任者: Dr. Günther Oppermann, Head of President's Office 幹事教員: Raffaella Delli Santi, Assistant to the President	
<b>9.資金計画</b>	
研究交流については各部局の外部資金等を利用する。	
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 1997年10月 協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2007年10月 協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2005年2月 協定の種類: 部局協定 締結年月: 2014年2月
	担当部局: グローバルキャンパス推進本部 (最終更新年: 2017年) 担当部局: グローバルキャンパス推進本部 (最終更新年: 2017年) 担当部局: 医学系研究科 (最終更新年: 2020年) (最終更新年: 年)
<input type="checkbox"/> 無	
<b>11.その他特記事項</b>	
<b>12.部局事務担当</b>	
部局名:	総合文化研究科
係名:	国際研究協力室
Email:	<a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>

MEMORANDUM ON EXTENSION OF  
AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE  
BETWEEN  
THE UNIVERSITY OF TOKYO  
AND  
LUDWIG-MAXIMILIANS-UNIVERSITÄT MÜNCHEN

The University of Tokyo (Japan) and Ludwig-Maximilians-Universität München (Germany) (hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the provisions of the Agreement on Academic Exchange concluded between the parties (hereinafter referred to as the “Agreement”) dated 10 October 1997, agree to extend the Agreement with the following amendments.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty members and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting joint research.
- (4) Holding lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between the Parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is valid for a period of five years starting from October 10, 2022. Its period of validity may be extended by mutual agreement. Either party may, by giving six months advance written notice to the other party, terminate this Agreement during its period of validity.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The University of Tokyo

Ludwig-Maximilians-Universität München

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. FUJII Teruo  
President

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. Dr. h.c. Bernd Huber  
President

\_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / 2022

\_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / 2022

## 国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2022/10/28

担当部局：グローバルキャンパス推進本部

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	国立台湾大学	
	英語	National Taiwan University	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	アジア	台湾	
設立年	1928	年設立	
設置形態	国立		
URL	<a href="https://www.ntu.edu.tw/english/">https://www.ntu.edu.tw/english/</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	7キャンパス 16学院 56学系 学生数約33,000人 教員・研究者約4,100人		
相手国内における大学(機関)としての評価	台湾における最大の大学であり、研究・教育面で同国をリードする大学である。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.更新理由			
相手機関側とは各部局で、研究交流が継続しており、引き続き、全学的な学術交流を実施するため。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
全学協定	関係部局：総合文化研究科、農学生命科学研究科、情報学環、生産技術研究所、物性研究所 協定名(日)：なし 協定名(英)：AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND NATIONAL TAIWAN UNIVERSITY		
交流分野			
相互に関心のある全ての分野 (獣医学・畜産学・応用動物科学・生物環境工学・森林科学・生物材料科学光エレクトロニクス、電子工学、物性物理学など)			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→( )
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年)： 人( 学期)[学部生/大学院生]	

<b>4.これまでの交流実績、成果等</b>	
<p>本協定に基づき、各関係部局において交流を継続するとともに、全学規模のジョイントカンファレンスについて実施した：(各開催年及び参加人数は以下：2018/12/12-13 東大71名、台大216名；2019/12/9-10 東大222名、台大162名；2021/12/8-10 オンライン開催、東大81名、台大215名)。各関係部局による主な交流実績についても以下のとおり報告する。</p> <p>【総合文化研究科・教養学部】協定期間(2017.11.13～2022.11.12)の総合文化・教養学部におけるUSTEPでの交換実績は、受入1名(修士)／派遣3名(修士2*この8月に派遣予定、学部生1、※コロナで1名派遣中止(修士))となっている。また、教員の交流も活発に行われた。たとえば、川島真教授が国立台湾大学社会科学院の石之瑜教授の主催する共同研究”Religious Legacies in China Studies: Politics, Nation State, and Intellectual History”に参加し、香港でのシンポジウムに登壇、論文集にも寄稿した。このほか、国立台湾大学出版局から川島真、清水麗、松田康博、楊永明著『台日関係史(1945-2020)』(台北、国立台湾大學出版中心、2021年3月)が刊行された。</p> <p>【農学生命科学研究科】・シンポジウム：アジア大学演習林コンソーシアムシンポジウム(2018.10韓国(東大11名・台大3名)、2022.8オンライン(東大36名・台大36名))、JSPSアジア・アフリカ拠点形成シンポジウム(2019.11中国(東大10名・台大4名)、2022.3 オンライン(東大35名、台大12名))戦略的パートナーシップ東大-台大シンポジウム 森林科学・生物材料科学・演習林セッション(2018.12台大(東大8名・台大40名)2019.12東大(東大80名・台大15名)、2021.12オンライン(東大63名・台大57名))、国立台湾大学実験林70周年記念シンポジウム(2019.7台大(東大2名・台大200名))・共同研究：東大→台大(2018年度6人日、2019年度60人日)、台大→東大(2019年度80人日)・学生交流：国立台湾大学演習林サマースクール(2018.9東大→台大3名)、東大・筑波大演習林サマースクール(2019.8～9台大→東大5名)</p> <p>【情報学環】近年の交流実績としては、2021年12月にUTokyo-NTU Joint Conferenceの一環で情報学環とNTU D-Schoolとのワークショップを企画・実施した。このワークショップでは、デザインを基点として学際的なアプローチで行われる研究および教育について双方の取り組みを紹介し、意見交換を行なった。両学の参加者からは高い評価を得た</p> <p>【生産技術研究所】国際会議・WSを共同企画し、研究者と学生との研究交流を実施した。OCEANS 2018 Kobe(2018年、神戸、東大10名、台大10名) Underwater Technology 2019(2019年、高雄、東大5名、台大15名)</p> <p>【物性研究所】2020/2/1-3に、YuhrennWU教授が来日し、秋山英文教授と共同研究打ち合わせを行った。その後、大学院生 YunHsiuCHENG氏が共同研究に加入した。しかし、COVID-19のために、二国間の往復が出来なくなり、電子メールおよびzoomを用いた共同研究を継続してきた。2022/7/15-16に、YuhrennWU教授と2名の大学院生 YunweiCHIU氏とChiaoLAI氏が来日して、物性研究所を訪問し、研究打ち合わせを行った。2022年夏に大学院生 YunHsiuCHENG氏の物性研究所訪問について予定を調整中である。</p>	
<b>5. 更新後の交流計画</b>	
<p>各関係部局において、本協定に基づく、交流を継続して進める。(主な計画は以下の通り)</p> <p>【総合文化研究科・教養学部】学生交流のニーズは学部の中国語学習者や中国・台湾研究の大学院生において比較的高いので継続して派遣していきたい。受け入れについても積極的に進める。教員の研究は属人的な要素が強いが、国際共同研究プログラムなどを利用して関係を強化したい。</p> <p>【生産技術研究所】学生交流、教職員、研究者の学術研究交流等を一層推進する。</p> <p>【物性研究所】半導体レーザー、非線形光学に加えて、機械学習、画像解析、スポーツ科学などの研究討論を行って、新たな共同研究テーマと教員・学生交流プランを立案する。</p>	
<b>6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)</b>	
<p>2022年10月26日 グローバルキャンパス推進本部 本部長会議審議  2022年10月28日 グローバルキャンパス推進本部 運営会議審議  2022年10月頃 署名手続き</p>	
<b>7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)</b>	
<p>責任者：林香里 理事・副学長 グローバルキャンパス推進本部長  幹事教員：渡邊 聡 総長特任補佐(国際連携推進) グローバルキャンパス推進副本部長  川島 真 教授(総合文化研究科)  鎌田 直人 教授(農学生命科学研究科)  寛 康明 教授(情報学環)  巻 俊宏 准教授、ソーントン・ブレア 准教授(生産技術研究所)  秋山英文 教授(物性研究所)</p>	
<b>8.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>	
<p>責任者：Hsiao-Wei Yuan, Professor, Vice President for International Affairs  幹事教職員：Ocean Kuo, Manager, Global Engagement, Office of International Affairs</p>	
<b>9.資金計画</b>	
<p>スーパーグローバル大学創成支援事業他、外部資金等。</p>	
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<p>協定の種類：全学覚書  締結年月：2008年10月  担当部局：グローバルキャンパス推進本部  (最終更新年：2017年)</p>
<input type="checkbox"/> 無	

11.その他特記事項	
12.部局事務担当	
部局名:	研究推進部
係名:	国際研究推進課
Email:	<a href="mailto:intl-project.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp">intl-project.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp</a>



東京大学  
THE UNIVERSITY OF TOKYO



**AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE  
BETWEEN  
THE UNIVERSITY OF TOKYO  
AND  
NATIONAL TAIWAN UNIVERSITY**

The University of Tokyo (Japan) and National Taiwan University (Taiwan) (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby extend the Agreement as follows.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is valid for five years effective from 13 November 2022 (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

National Taiwan University

---

Prof. Dr. FUJII Teruo  
President

\_\_\_ / \_\_\_ / 2022

---

Prof. Dr. KUAN Chung-Ming  
President

\_\_\_ / \_\_\_ / 2022

## 国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日:

担当部局(全学協定): 社会科学研究所

担当部局(全学覚書): グローバルキャンパス推進本部

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ベルリン自由大学	
	英語	The Free University of Berlin	
	当該国語 ※任意	Freie Universität Berlin	
地域/国名	ヨーロッパ	ドイツ	
設立年	1948	年設立	
設置形態	国立		
URL	<a href="https://www.fu-berlin.de/en/index.html">https://www.fu-berlin.de/en/index.html</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	ドイツで最大規模の大学の一つであり、研究・教育の水準でもドイツのトップクラスである。12学部(専門領域)(法学、哲学・精神科学、政治・社会科学、歴史・文化学、経済学等)及び研究・組織センターがある。学部・大学院学生数は約34,000人、教授数は376人である。		
相手国内における大学(機関)としての評価	社会科学、人文科学に重点を置いているのが特徴であり、ドイツ国内の拠点大学の一つとして最高水準の評価を受けている。		
その他 (特色等があれば記入)	歴史・文化学部内に日本研究所が設置され、ドイツにおける日本研究の代表的拠点の一つとなっている。		
2.更新理由			
各部局とも、4で紹介するように、双方の間の教員と学生の研究、教育交流の実績があり、また今後とも継続し、一層活発化させていきたい意向である。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
全学協定	関係部局: 総合文化研究科、人文社会系研究科、情報学環・学際情報学府 協定名(日): 協定名(英): AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE, STRATEGIC COOPERATION IN RESEARCH, AND GRADUATE EDUCATION		
全学覚書	関係部局: グローバルキャンパス推進本部 協定名(日): 協定名(英): MEMORANDUM ON EXTENSION OF AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE, STRATEGIC COOPERATION IN RESEARCH, AND GRADUATE EDUCATION		
交流分野			
主として東アジアの中の日本を対象とする社会科学の諸分野、比較文学研究			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○
職員交流		その他	→( )
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	○		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	○	→人数(年):	人( 学期)[学部生/大学院生]

<b>4.これまでの交流実績、成果等</b>	
<p>ベルリン自由大学(FU)東アジア研究所日本研究科(途中改組の後、現在は歴史文化学部)と社会科学研究所との間で1980年に始まった学術交流は、その後、大学間協定の締結(1992年)、さらに学部学生の交換開始(1997年)を経て、2012年には双方の複数の部局間協定を含む大学間協定へと拡充された。直近の5年間の実績は、以下のとおりである。</p> <p>①社会科学研究所では、教授会メンバーの定期的な講師派遣を継続した(2018年度:宇野重規教授)ほか、客員研究員として博士課程学生を2018年度に2名受け入れた。また、2018年度にはベルリン自由大学サマースクールをホストし、社会科学研究所教員が講義を行い、ベルリン自由大学学生10名と社会科学研究所若手教員、研究員14名が研究交流を行った。2020年度以降はコロナ禍により派遣や受入の交流を行うことができなかった。</p> <p>②情報学環・学際情報学府においては、総合文化研究科と共同で運営する多文化共生リーディング大学院プログラムの一環として、FU大学院東アジア研究科、出版学・コミュニケーション科学研究科、ダーレム・リサーチ・スクールとともに、2014年2月に共同ワークショップを開催した。FU側の担当教員は、Prof. Dr. Eun-jeung Lee, Prof. Dr. Margreth Lueneborgであった(同ワークショップは、翌年以降も繰り返し開催した)。さらに、林香里教授が2014年5月に“Media Practices in Transformation: (De)Gendering Social and Political Movement in Quotidian Cultures”において研究発表を行った。同教授は、2015年11月にも“Comparative Perspectives on Social Inequalities, Sexualities, Representations and Migration”で研究発表・教員交流を行っている。</p> <p>③人文社会系研究科では、2015年度以降、計4名のFU教員を招へいし、計8本の講演実績がある。また、2015年度には大宮教授が訪問教授としてFUに滞在したほか、2016年度にも同教授がシンポジウムに登壇し、講演を行った。</p> <p>④総合文化研究科では、人文社会系研究科とともにベルリン自由大学歴史文化学部、大学院東アジア研究科、シュレールゲル大学院文学研究科との間で2013年2月に締結した学生交流覚書に基づき学生の交換を行っている。2018年度から2019年度にかけ、本学から学生を2名派遣し、先方から1名受け入れた。2020年春以降は新型コロナウイルスの感染拡大のため学生交換を一時見合わせていたが本年度から交流を再開し、10月に学生を1名派遣する予定である。また、総合文化研究科グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロップ研究センター、中国・北京大学ドイツ研究センター、韓国・中央大学ドイツ・ヨーロップ研究センターが共同で開催する東アジアDAADセンター会議の枠組でベルリン自由大学と連携しており、2018年ソウル会議には1名、2019年北京会議には3名、2021年東京会議(オンライン開催)には1名の研究者がベルリン自由大学から参加した。</p>	
<b>5. 更新後の交流計画</b>	
<p>各部局間交流を着実に継続し、発展させるとともに、あわせてベルリンと東京で交互に開催する学術シンポジウムを開催する努力を続けたい。</p>	
<b>6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)</b>	
<p>2022年5月社会科学研究所教授会付議(社研内実績確認)、関係部局に更新意向確認、実績照会  2022年7月実績報告書作成、各部局教授会等付議  2022年9月調印</p>	
<b>7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)</b>	
<p>責任者: 社会科学研究所長 玄田有史  幹事教員: 社会科学研究所教授 平島健司  総合文化研究科教授 川喜田敦子 人文社会系研究科教授 大宮勘一郎  情報学環・学際情報学府教授 林香里</p>	
<b>8.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>	
<p>責任者: Verena Blechinger-Talcott 教授  幹事教員: 同上</p>	
<b>9.資金計画</b>	
<p>特別の取り決めは行わないが、各部局の運営費交付金、競争的資金を活用する。</p>	
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 協定の種類: 部局覚書 担当部局: 総合文化研究科  締結年月: 2013年2月 (最終更新年: 2018年)</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>	
<b>11.その他特記事項</b>	
<b>12.部局事務担当</b>	
部局名:	社会科学研究所
係名:	総務チーム 研究協力担当
Email:	kenkyu-kikaku@iss.u-tokyo.ac.jp

(案)

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF  
AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE AND STRATEGIC  
COOPERATION IN RESEARCH AND GRADUATE EDUCATION  
BETWEEN  
THE UNIVERSITY OF TOKYO  
AND  
FREIE UNIVERSITÄT BERLIN**

**THE UNIVERSITY OF TOKYO and FREIE UNIVERSITÄT BERLIN** (hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the provisions of the Agreement on Academic Exchange and Strategic Cooperation in Research and Graduate Education concluded between the parties (hereinafter referred to as the “Agreement”), agree to extend the Agreement.

Accordingly, the parties hereby extend the Agreement of October 21, 2012 for a period of five years from October 21, 2022.

**SIGNED for and on behalf of  
THE UNIVERSITY OF TOKYO**

**SIGNED for and on behalf of  
FREIE UNIVERSITÄT BERLIN**

\_\_\_\_\_  
President  
Dr. FUJII Teruo

\_\_\_\_\_  
President

\_\_ / \_\_ / 2022

\_\_ / \_\_ / 2022

2022年 6月27日

大学院人文社会系研究科長 殿  
大学院総合文化研究科長 殿  
情報学環長・学際情報学府長 殿

社会科学研究所長  
玄田 有史

#### ベルリン自由大学との国際交流協定の更新について

本学とベルリン大学との国際交流協定は、2022年10月21日に有効期限を迎えますが、当研究所は更新を予定しております。

つきましては、貴部局において本協定の更新を希望されるか否かについて、2022年9月22日（木）までにご連絡をお願いいたします。なお、更新を希望される場合、別紙様式2「国際交流協定・覚書 更新実績報告書」（案）の「3. 協定の内容のうち授業料相互不徴収で交流した学生数等、4. これまでの交流実績、成果等、5. 更新後の交流計画、7. 実施責任体制」につきまして、必要に応じて朱書き訂正もしくは追記の上、ご返送をお願いいたします。

#### 【本件問い合わせ先】

社会科学研究所 総務チーム

研究協力担当 井上

[kenkyu-kikaku@iss.u-tokyo.ac.jp](mailto:kenkyu-kikaku@iss.u-tokyo.ac.jp)

内線：24908 携帯：080-3575-2015

## 国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2022/9/15

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ハインリッヒ・ハイネ大学デュッセルドルフ人文学部	
	英語	Faculty of Arts and Humanities, Heinrich Heine University of Düsseldorf	
	当該国語 ※任意	Philosophische Fakultät, Heinrich-Heine-Universität Düsseldorf	
地域/国名	ヨーロッパ	ドイツ	
設立年	1965	年設立	
設置形態	国立		
URL	<a href="https://www.hhu.de/en/">https://www.hhu.de/en/</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	5つの主要学部があり、約3万6千人の学生が学ぶ総合大学。およそ340人の教授と3600人の教員および研究員を擁す。		
相手国内における大学(機関)としての評価	ドイツの中でも大学や研究機関が多いことで知られるデュッセルドルフ地域の中心的な大学である。歴史は浅いながらも共同研究センターが多いなど研究に力を入れており、ドイツ国内でも有力な大学のひとつである。		
その他 (特色等があれば記入)	100ヶ国を超える国から多数の留学生を受け入れ、英語のみで開講される授業も多く教育課程におけるグローバルスタンダード化を積極的に推進している。また、特に現代日本研究に力を入れており、2年間の修士課程「現代日本研究コース」に加え、1年間で修了する修士課程「日本文化・社会研究コース」を設けている。		
2.更新理由			
デュッセルドルフ大学はドイツで最も若い大学の一つであるが、総合生命科学という理念を掲げ、超領域的、学際的な教育・研究環境を充実させるとともに、多数の留学生を受入れるだけでなく、教育課程のグローバルスタンダード化も積極的に推進している。一方、本学大学院総合文化研究科には日欧の架け橋として活躍すべき「市民的エリート」の養成を目標とする「欧州研究プログラム」が設置されており、今後両者の協力が進めば、さらなる教育・研究水準の向上と国際化が期待できる。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
部局協定	関係部局:		
	協定名(日):		
	協定名(英):	Agreement on Academic Exchange between Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Faculty of Arts and Humanities, Heinrich Heine University Düsseldorf	
部局覚書	関係部局:		
	協定名(日):		
	協定名(英):	Memorandum on Student Exchange Programme between Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Faculty of Arts and Humanities, Heinrich Heine University Düsseldorf	
交流分野			
相互に必要とする分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→( )
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年): 2人( 学期) [学部生/大学院生]	

<b>4.これまでの交流実績、成果等</b>	
<p>これまでの主たる交流実績としては、研究面ではデュッセルドルフ大学前副学長の前みちこ現代日本学教授とのIGK日独共同大学院プログラムを通じた交流のほかに、社会学が専門の島田信吾現代日本学教授とは、ドイツ学術交流会を通じた交流がある。</p> <p>学生の交流では、2019年9月から1年間学部生2名(対面)、2021年4月から1年間学部生2名(オンライン)を受入れた。2021年10月にも学部生2名を受け入れる予定だったが、コロナ禍で渡日できる目途がたたなかったため留学開始を2022年4月に延期し、学期途中から1名を対面で受入れることができた。</p>	
<b>5. 更新後の交流計画</b>	
<p>学生の相互派遣や、デュッセルドルフ大学で提供されるサマースクールへの参加などを通じて学生交流を進める。あわせて現代日本学島田信吾教授らの協力を得ながら、とりわけ新型コロナウイルス感染症拡大の影響による教育・研究活動のオンライン化によって可能となった新たな交流・協力の形態を積極的に活用し、一層の教育・研究水準の向上と国際化を推進する。</p>	
<b>6. 更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)</b>	
<p>2022年9月に協定・覚書の更新について部局の承認を得る予定である。</p>	
<b>7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)</b>	
<p>責任者：森山 工 (総合文化研究科長・教授)  幹事教員：川喜田 敦子 (総合文化研究科教授)  平松 英人 (ドイツ・ヨーロッパ研究センター助教)</p>	
<b>8.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>	
<p>責任者：Prof. Dr. Anja Steinbeck (デュッセルドルフ大学長・教授)  幹事教員：Prof. Dr. Achim Landwehr (デュッセルドルフ大学人文学部長・教授)</p>	
<b>9.資金計画</b>	
<p>特別の取り決めはしないが、学生交流にあたっては、「東京大学海外派遣奨学事業短期海外留学等奨学金」を利用する予定。</p>	
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>	
<input type="checkbox"/> 有      協定の種類：▼協定の種類      担当部局：▼部局名選択 締結年月：      (最終更新年：      年)	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
<b>11.その他特記事項</b>	
<b>12.部局事務担当</b>	
部局名：	総合文化研究科
係名：	国際研究協力室
Email：	<a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>

**AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE  
BETWEEN  
FACULTY OF ARTS AND HUMANITIES,  
HEINRICH HEINE UNIVERSITY DÜSSELDORF  
AND  
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,  
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,  
THE UNIVERSITY OF TOKYO**

The Faculty of Arts and Humanities, Heinrich Heine University Düsseldorf (Germany) - specifically the Departments of History, Philosophy and Linguistics & Information Science - and the Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan) (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic exchange research and other activities, hereby conclude the following Agreement.

Article 1.

The parties will make every reasonable effort to encourage direct contact and agree to enter into negotiations on the following general forms of co-operation:

- (1) Joint research activities,
- (2) Exchange of academic materials and academic publications and information,
- (3) Exchange of faculty members for research, lectures and discussion,
- (4) Exchange of doctoral researchers, graduate and undergraduate students for study and research,
- (5) Co-organization and participation in lectures, seminars and conferences,
- (6) Co-operation in administrative issues,
- (7) Exchange of non-academic administrative staff for work experience.

Article 2.

The themes of joint activities, conditions for utilizing the results achieved and arrangements for specific visits, exchanges, and other forms of co-operation will be negotiated separately for each specific case by the parties concerned. It is also understood that all financial arrangements between the two institutions will be negotiated individually.

The activities specified in the preceding article shall be carried out in accordance with appropriate laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3.

In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out indicated above, both parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4.

This Agreement is valid for five (5) years effective from 7 February 2022 (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six (6) months advance written notice to the other party.

Article 5.

This Agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

Heinrich Heine University Düsseldorf

Graduate School of Arts and Sciences,  
College of Arts and Sciences  
The University of Tokyo

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. Anja Steinbeck  
President

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. MORIYAMA Takumi  
Dean

Date: \_\_\_\_\_

Date: \_\_\_\_\_

Faculty of Arts and Humanities  
Heinrich Heine University Düsseldorf

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. Achim Landwehr  
Dean

Date: \_\_\_\_\_

**MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE PROGRAMME  
BETWEEN  
FACULTY OF ARTS AND HUMANITIES,  
HEINRICH HEINE UNIVERSITY DÜSSELDORF  
AND  
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,  
COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES,  
THE UNIVERSITY OF TOKYO**

The Faculty of Arts and Humanities, Heinrich Heine University Düsseldorf (Germany) and the Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan) (hereinafter referred to as the “parties”), on the basis of the Agreement on Academic Exchange concluded between the Faculty of Arts and Humanities, Heinrich Heine University Düsseldorf - specifically the Departments of History, Philosophy and Linguistics & Information Science - and the Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo concluded on 7 February 2017, and extended on 7 February 2022 (hereinafter referred to as the “Agreement”), in order to agree on specific programs of Student Exchange as defined in the Agreement, hereby agree to the following:

Article 1.

Both institutions agree and shall endeavour to develop annual exchange of undergraduate and graduate students under the terms and conditions defined in this Memorandum between the Institute of Social Sciences, Heinrich Heine University Düsseldorf and the Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo.

Article 2.

The number of students that each party may send each year to participate in this program may not exceed two (2) persons. In the case that the number of exchange students from each party is not equal in a particular year, the parties will endeavour from the following year to ensure an equal number of participating students from each institution.

Article 3.

Exchange students must satisfy the language proficiency requirements necessary for admission or take appropriate language tuition prior to the beginning of their academic programme, as determined by the regulations of the host institution. In the case of Heinrich Heine University, the Department of German as a Foreign Language of the Student Academy offers German Language courses during the lecture period which are open to exchange students (after enrolment) for the duration of their studies in Düsseldorf. These courses are currently free of charge. In the case of the University of Tokyo, non-credit Japanese language courses are offered to exchange students for the duration of their studies in Tokyo.

Article 4.

Exchange students may apply to any academic programme offered at the host institution as full-time, non-degree students at a level determined by the host institution. The host institution reserves the right to exclude students from restricted admission programmes.

Article 5.

Any academic credits earned at the host institution may be transferred to the home institution in accordance with the procedures determined by the latter.

Article 6.

Upon completion of the stay at the host institution, an extension of a maximum of one (1) year may be permitted upon approval by both institutions.

Article 7.

Each institution shall waive tuition fees for exchange students. Exchange students are obliged to pay social contribution fees if due at the host institution.

Article 8.

Both institutions will provide appropriate counselling and other assistance to exchange students and will assist them in finding suitable accommodation.

Article 9.

All exchange students will be responsible for the following expenses:

- a) Transportation to and from the host institution,
- b) Accommodation and subsistence,
- c) Learning materials, such as textbooks, and personal expenses, such as clothing,
- d) Passports and visa costs,
- e) Medical insurance,
- f) Expenses in excess of medical coverage,
- g) All other debts incurred during the period spent at the host institution.

Article 10.

The sending institution will nominate their candidates no later than five (5) months prior to the beginning of each semester at the host institution.

Article 11.

This Memorandum will be effective for five (5) years from 7 February 2022. Its period of validity may be extended by mutual agreement. Either party may, by giving six (6) months written notice to the other party, terminate this Memorandum during its period of validity. Under no circumstances will the term of this Memorandum exceed the term of Agreement.

Article 12.

This Memorandum will be created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original. In the case of any inconsistency between the provisions of this Memorandum and the Agreement, the provisions of the Agreement shall take precedence.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto establish this Memorandum by duly signing as of the respective dates written below.

Heinrich Heine University Düsseldorf

Graduate School of Arts and Sciences,  
College of Arts and Sciences  
The University of Tokyo

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. Anja Steinbeck  
President

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. MORIYAMA Takumi  
Dean

Date: \_\_\_\_\_

Date: \_\_\_\_\_

Faculty of Arts and Humanities  
Heinrich Heine University Düsseldorf

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. Achim Landwehr  
Dean

Date: \_\_\_\_\_

令和4年7月14日

東京大学大学院総合文化研究科  
国際交流・留学生委員会委員長 殿

カタール大学総合文化学部との国際交流協定の終結について

本協定は平成26年6月に締結され、その後大学院生の学生交流やシンポジウムの開催を行ってきました。

しかし、その後、東京大学側の実質的な担当者が離職、カタール大学側でも人員の交替があり、交流活動の継続が困難となったため、この協定の更新は行わないことに決まりましたので、ご報告いたします。

東京大学大学院総合文化研究科  
教授 高橋 英海

寄附金の受入について

2022年度

2022年9月15日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	41	センター長	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	研究等助成のため	9,455,091	研究支援経費免除
	46	准教授	末次 憲之	生命環境	公益財団法人 山田科学振興財団	研究等助成のため	2,000,000	研究支援経費免除
	48	准教授	北西 卓磨	生命環境	公益財団法人 武田科学振興財団	研究等助成のため	2,000,000	
	55	准教授	桐谷 乃輔	相関基礎	公益財団法人 山田科学振興財団	研究等助成のため	2,000,000	研究支援経費免除
							合 計	15,455,091
						2022年度累計	113,655,657	

## 拡大教授会

### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総B2号）
3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総B3号）（総B4号）
4. 各委員会報告（経B1号）（教B7号）「高校生と大学生のための金曜特別講座」
5. その他
  - ・ホームカミングデイについて
  - ・役職者の交代等について（総B5号）

### ○ 議題

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総A2号）
2. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正（総A3号）
3. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総A4号）
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正（総B6号）
5. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正（総B7号）
6. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部建設委員会規則の一部改正（経B2号）
7. 2023年度授業日程について（教B8号）
8. 東京大学とボン大学との学術交流協定の更新について（教B1号）

## 教授会

### ○ 教員人事

講	師	報	告	1件
准	教	提	案	2件
		報	告	4件
教	授	報	告	1件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会

・第2回教育支援経費の申請について（経B1号）

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎  
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

・令和4年度教養学部卒業生数(令和4年8月31日付)（教B7号）

建設委員会

環境委員会

防災委員  
その他

社会連携委員会

・2022年度A Semester「高校生と大学生のための金曜特別講座」  
について

## 拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2022年7月21日(木) 15:30~18:28  
場所 Zoom会議  
出席者 245名

### 議 題

#### ○ 報告事項

##### 1. 総務委員会報告

研究科長から、7月7日、7月21日開催の総務委員会について説明・報告があった。

##### 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から6月28日、7月5日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総A2号)に基づき説明・報告があった。

##### 3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室道上達男室長から、資料(総B2号)に基づき報告があった。

##### 4. 各委員会報告

- ・柳原大教務委員会委員長から、2022年度Sセメスター(S2ターム)追試験の実施について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・柳原大教務委員会委員長から、Sセメスター・S2ターム定期試験監督および成績報告等について、報告があった。
- ・工藤和俊教育研究経費委員会委員長から、2022年度第1回教育支援経費配分案について、資料(経B1号)に基づき報告があった。

##### 5. その他

- ・真船副研究科長から、情報セキュリティ教育の実施について、資料(総B3号)に基づき説明があった。
- ・真船副研究科長から、1号館改修に伴う講義棟新営工事について、資料(経B4号)に基づき説明があった。
- ・真船副研究科長及び石田駒場図書館長から、「新駒場図書館計画—学際知の未来のために」について、資料(経B5号)に基づき説明があった。
- ・真船副研究科長から、東京大学基金特定基金(寄附)の設置について、説明があった。
- ・内田研究科長補佐から、2022年駒場Iキャンパス節電のお願いについて、資料(経B6号)に基づき説明があった。
- ・内田研究科長補佐から、2022年防災訓練について、資料(経B7号)に基づき説明があった。
- ・星埜守之教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について、説明があった。

広域システム科学系馬場雪乃准教授から、7月1日付着任挨拶があった。

#### ○ 審議事項

##### 1. 東京大学大学院総合文化研究科長選考内規の一部改正について

本吉勇研究科長候補者推薦委員会委員長から、資料(総B4号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

##### 2. 東京大学大学院総合文化研究科副研究科長選考内規の一部改正について

研究科長から、資料(総B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、一部文言を修正することとして了承された。

##### 3. 東京大学教養学部組織規則の一部改正について

月脚副研究科長から、資料(総B6号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

1. 教員人事（総務委員会で提議された事案について）

総務委員会で提議のあった懲戒事案に関し、総務委員会としての議論を経た上で、それを踏まえた説明と提案が研究科長からなされ、質疑応答と審議の結果、了承された。

2. 教員人事

退職転出等	講 師	1 件
講 師	提 案	2 件
准 教 授	提 案	1 件
	報 告	1 1 件
教 授	報 告	1 3 件

計 2 8 件

以上



事務連絡  
令和4年9月15日

各学科長  
各前期部主任 殿

総合文化研究科・教養学部長

(案)

教育支援経費の要求について (照会)

このことについて、要求のある場合には下記を参照に要求書の提出を願います。  
また、財源状況は大変厳しいものとなっているため、要求にあたっては、内容・緊急性等を考慮のうえ、厳選して提出願います。

記

1. 提出期限

教育支援経費

第1回 令和4年7月1日(金) ※ヒアリング実施日：7月14日(木)

第2回 令和4年10月31日(月) ※ヒアリング実施日：日程調整中

2. 提出書類

令和4年度教育支援経費要求書及び見積書並びにカタログ等

3. 要求区分

**主に学部学生の教育に資することを目的とし、申請額は2,000千円以下とする。**

4. 提出先等

経理課財務チーム 内線46025

5. その他

- ① 要求書は、**学科長、部会主任名**で提出してください。
- ② **1部会、1学科から1要求**とさせていただきますことにご留意ください。
- ③ 教育支援経費は、教育研究経費委員会によるヒアリングを実施します。  
なお、学科及び前期部会以外からの要求は、上記目的に資することを担保するため、**学科あるいは前期部会との合同要求の場合のみ**ヒアリング対象とします。
- ④ 第2回 教育支援経費 ヒアリングの時間は申請者に**11月2日以降**に別途連絡します。  
ヒアリングについては、Zoom等Web会議ツールの使用を検討しております。
- ⑤ 予算配分を受けた場合は、**事業実施完了時に決算報告書**(別紙様式)を提出すること。
- ⑥ 恒常的に支援が必要となるものは、教育支援経費の対象としません。

## 教育支援経費の申請にあたって

教育支援経費は、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みを支援することを目的としています。財源状況が大変厳しい中、申請にあたっては、**①授業・実験・実習を遂行する上で、突発的な問題が生じ、問題が解消されないとそれらを遂行することができない②新規の授業や実験項目の開設のために必要なもの③改善することで教育の充実・強化を図ることが確実に見込まれるもの**などに関して、授業への関連性、要求内容・緊急性等を精査したうえでご提出願います。

なお、直接授業内容に関連するものであっても恒常的に予算措置が必要となるものについては、当初予算配分で検討すべきものであり、本経費では支援ができませんので、別途、財務チームに相談願います。

### 【過去に申請された内容のうち、疑義が生じた事例】

- 授業・コース・部会などのアナウンス又は宣伝等については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組み点から**発展性がある**ことが必要です。授業内容との直接的な関連が薄く、教育の充実・強化のために必要であることの説明が不十分なものは、支援の対象外としました。
- 実験用消耗品、書籍、パンフレット・教材等の印刷費、授業の範囲で行っている学生旅費及び引率旅費等の経費については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの一貫であり、**恒常的に必要なものでなく、緊急かつ臨時的**であることが必要です。恒常的な経費と判断したものについては、本支援の趣旨に合致しないため、支援の対象外としました。
- 教材開発については、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの点で**既存教材の刷新や新規に開講する授業等で、担当教員が自ら作成することが難しいものである**ことが必要です。担当教員によって作成することが可能なものや視認性の向上等に重点を置いた申請は、要求母体の自助努力を前提とし、学部学生の教育の充実・強化を図る支援の対象外としました。
- HP 更新、授業及び実験説明の資料作成については、要求母体の自助努力を前提としたうえで、申請にあたっては、学部学生の教育の充実・強化を図る取組みの点で改善することで具体的に教育の充実・強化が見込まれ、**かつ担当教員では作成が難しいものである**ことが必要です。学生への周知の向上や単に授業の効率化に重点を置いた申請は、学部学生の教育の充実・強化を図る支援の対象外としました。

令和4年度教養学部卒業生数  
(令和4年8月31日付)

学科・コース名	総数 卒業生数
教養学科	13
国際日本研究コース	13
学際科学科	6
国際環境学コース	6

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座 (部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	(略)				(略)				
	広域科学専攻機能解析学講座物性物理学分野	助教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	広域科学専攻機能解析学講座物性物理学分野	助教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	
					<u>広域科学専攻機能解析学講座物性物理学分野</u>	助教	<u>2年。ただし、令和6年9月30日を超えることはできない。</u>	<u>再任不可。</u>	
(略)					(略)				
(略)					(略)				

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

改正理由：大学院総合文化研究科において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行						改 正					
(略)						(略)					
別表						別表					
教育研究組織		対象と なる職	任期	再任に関する事 項	根拠規定	教育研究組織		対象と なる職	任期	再任に関する事 項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)						(略)					
大学院総合文 化研究科						大学院総合文 化研究科					
広域科学専攻機能解析学講座物 性物理学分野		助 教	5 年	再任可。ただし、 2 回限りとし、再 任の場合の任期 は 1 回目にあっ ては 3 年、2 回目 にあっては 2 年 とする。	法第 4 条第 1 項第 2 号	広域科学専攻機能解析学講座物 性物理学分野		助 教	5 年	再任可。ただし、 2 回限りとし、再 任の場合の任期 は 1 回目にあっ ては 3 年、2 回目 にあっては 2 年 とする。	法第 4 条第 1 項第 2 号
						広域科学専攻機能解析学講座物 性物理学分野		助 教	2 年。ただし、 令和 6 年 9 月 3 0 日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第 4 条第 1 項第 2 号
(略)						(略)					
(略)						(略)					

附 則

この規則は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部建設委員会規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：委員会委員について、現状に合わせて名称修正等の所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委員)</p> <p>第6条 委員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 副研究科長（事務部長を含む） <u>2</u>名</p> <p>(2) 専攻（広域科学専攻を除く）及び系から選出された者 各1名</p> <p>(3) 後期課程学科から選出された者 1名</p> <p>(4) 駒場図書館長</p> <p>(5) 大学院総合文化研究科図書館長</p> <p>(6) 大学院数理科学研究科から選出された者 1名</p> <p>(7) <u>駒場キャンパス計画室長</u></p> <p>(8) その他委員会が必要と認める者 若干名</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(委員)</p> <p>第6条 委員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 副研究科長（事務部長を含む） <u>3</u>名</p> <p>(2) 専攻（広域科学専攻を除く）及び系から選出された者 各1名</p> <p>(3) 後期課程学科から選出された者 <u>各1</u>名</p> <p>(4) 駒場図書館長</p> <p>(5) 大学院総合文化研究科図書館長</p> <p>(6) 大学院数理科学研究科から選出された者 1名</p> <p>(7) <u>キャンパス計画室駒場地区部会長</u></p> <p>(8) その他委員会が必要と認める者 若干名</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

附 則

この規則は、令和4年 月 日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(案)

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部建設委員会規則

平成16年4月1日制定

(設置)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科組織規則第16条第2項及び東京大学教養学部組織規則第18条第2項に基づき、建設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、研究科長の管理のもとに東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科」という。）の教育研究活動にふさわしい環境を維持し、施設の整備と拡充を推進することにより、キャンパスの秩序ある発展を図ることを目的として、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 用地の選定及び利用に関する長期基本計画の立案及び審議
- (2) キャンパスの利用計画及びその実施に関する立案及び審議
- (3) 個別施設の建設計画案の作成並びにこれに関する関係者との折衝及び意見調整
- (4) 個別施設建設についての事務的技術的作業方針の策定
- (5) その他、用地及び諸施設に関する重要事項の審議

(答申及び処理)

第3条 委員会で審議した事項は、研究科長に答申され必要な手続きを経て決定、処理されるものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第5条 委員長は、東京大学大学院総合文化研究科副研究科長選考内規第7条第2号に規定された区分から選出された副研究科長をもって充てる。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副研究科長（事務部長を含む） ~~2~~3名
- (2) 専攻（広域科学専攻を除く）及び系から選出された者 各1名
- (3) 後期課程学科から選出された者 各1名
- (4) 駒場図書館長
- (5) 大学院総合文化研究科図書館長
- (6) 大学院数理科学研究科から選出された者 1名
- (7) 駒場キャンパス計画室駒場地区部会長
- (8) その他委員会が必要と認める者 若干名

(作業部会)

第7条 委員会に、必要に応じて作業部会を設けることができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務部経理課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の定める

(案)

ところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年 月 日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

国際交流協定 覚書 更新実績報告書

提出年月日:

担当部局: 農学生命科学研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ボン大学	
	英語	The University of Bonn	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	ヨーロッパ	ドイツ	
設立年	1818	年設立	
設置形態	公立		
URL	<a href="http://www.uni-bonn.de/en/university/">www.uni-bonn.de/en/university/</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	7学部、24研究所・研究グループ、教授561名、研究員4,479名、一般職員4,808名 学生約35,000名、うち外国人学生 約4,400名 年間予算 7億2,280万ユーロ(外部資金を含まず)		
相手国内における大学(機関)としての評価	ドイツ最古の総合大学の一つとして高い評価を受けており、特に自然科学・経済学・キリスト教学の分野で世界的な競争力を有する。国内外の70大学との間で学術交流了解覚書(MoU)を結んでいる。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.更新理由			
ボン大学とは2016年2月に全学協定が締結され、同開発研究センター(ZEF)と本学農学生命科学研究科国際農業開発学プログラム(IPADS)を中心として活発な交流が続けられている。ボン大学からはコロナ禍を除き毎年5名程度の学生が来日してIPADSの学生とともに共同教育事業(座学、フィールドワーク、グループワーク)に参加している。またボン大で10月~1月に正規カリキュラムとして開講される博士課程向けの学際コースに、IPADSの学生が参加しており、昨年度もコロナ禍の中でIPADSの博士課程1年の学生が参加した。コロナ禍では、新領域創成科学研究科の教員と共にオンラインカリキュラム構築にも取り組んでおり、引き続き交流協定を更新する意義は高い。総合文化研究科と東洋文化研究所が合同で運営している東アジア藝文書院(EAA)はボン大学のInternational Center for Philosophy, Center for Science and Thought, Epistemology, Modern, and Contemporary Philosophyと共同で、Winter Institute 2022を昨年度に開催し、コロナ禍明けには対面でWinter Instituteを開催する予定である。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
全学協定	関係部局: 農学生命科学研究科、総合文化研究科、東洋文化研究所、新領域創成科学研究科 協定名(日): 協定名(英): Memorandum of Understanding on Academic Exchange		
部局覚書	関係部局: 新領域創成科学研究科 協定名(日): 協定名(英): Student Exchange Agreement between Graduate School of Agricultural and Life Sciences and Graduate School of Frontier Sciences, The University of Tokyo and Center for Development Research, University of Bonn.		
交流分野			
農学、薬学、医学などの自然科学分野、歴史学、哲学、文学などの人文科学分野、経済学などの社会科学分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→( )
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年): 5人	[学部生/大学院生]

<b>4.これまでの交流実績、成果等</b>	
ZEFとIPADSとの教育交流は、学生派遣としては、ZEFが毎年10月より開講する上述の学際コースへの農学生命科学研究科の学生の参加を行ってきた。一方で、ZEFとIPADSでは共同授業等を実施しており、毎年1回ZEFの学生・教員が来日しての1週間程度の共同教育事業、そしてZEFの教員によるIPADS新入生への集中講義を毎年実施してきた。コロナ禍でも交流は継続し、オンラインを活用した上記事業・講義の実施のほか、新たに“Online Development Studies and Research Community (ODSRC)”を共同で開始し、(1)オンライン相互講義の促進、(2)両大学・研究パートナー等による講義、ワークショップ(卒業生の講演)、(3)オンラインプラットフォームを利用したオンライン教育・研究コミュニティの確立に取り組んでいる。(1)、(3)については、昨年度より新領域創成科学研究科の教員も参画している。さらに、同教員はZEFが毎年、10月より実施するIntroductory Courseの2コマの講義を担当しており、その講義には新領域創成科学研究科の学生も昨年度より参加している。総合文化研究科と東洋文化研究所が合同で運営している東アジア藝文書院(EAA)はボン大学のInternational Center for Philosophy, Center for Science and Thought, Epistemology, Modern, and Contemporary Philosophyと共同で、Winter Institute 2022を昨年度に開催している。	
<b>5. 更新後の交流計画</b>	
これまでの活動、特にオンライン教育カリキュラムの充実化によって、対面・オンラインでの双方の学生交流をさらに加速化させる。特に、学生派遣や授業参加については、これまで農学国際専攻の学生が主であったものを、農学生命科学研究科の学生全体、さらには新領域創成科学研究科サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムの学生の参加も行っていく。またこれまでIPADSとZEFの教育・研究交流が主であったものを、今回より参画する総合文化研究科および東洋文化研究所が、ボン大学の別部局とそれぞれ部局間覚書を結ぶことによって、より幅広い分野での交流を目指す。東アジア藝文書院を中心に、コロナ禍明けには対面でWinter Instituteを開催する計画を立てている。	
<b>6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)</b>	
2022年8月 本部精査 2022年9月 スタッフ会議 2022年9月 専攻長施設長会議 2022年9月 教授会	
<b>7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)</b>	
責任者: 堤伸浩 農学生命科学研究科長 幹事教員: 岩田忠久 農学生命科学研究科国際交流室長 幹事教員: 山本光夫 准教授 幹事教員: 石原広恵 新領域創成科学研究科 准教授 幹事教員: 石井剛 総合文化研究科 教授 幹事教員: 中島 隆博 東洋文化研究所 教授	
<b>8.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>	
責任者: Prof. Dr. Christian Borgemeister (Executive Director, Center for Development Research (ZEF)) 幹事教員: Dr. Silke Tönsjost (Coordinator Doc Program, ZEF) 幹事教員: Prof. Dr. Markus Gabriel (Chair in Epistemology, Modern, and Contemporary Philosophy; Director of International Centre for Philosophy; Director of Center for Science and Thought)	
<b>9.資金計画</b>	
独立行政法人日本学生支援機構海外留学支援制度、農学生命科学研究科農学創発基金をはじめとした東京大学内(部局・本部)の奨学金制度の活用。	
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2014年1月 担当部局: 薬学系研究科 (最終更新年: 年)
<input type="checkbox"/> 無	
<b>11.その他特記事項</b>	
<b>12.部局事務担当</b>	
部局名:	農学生命科学研究科
係名:	国際交流室
Email:	<a href="mailto:oice.a@gs.mail.u-tokyo.ac.jp">oice.a@gs.mail.u-tokyo.ac.jp</a>

**MEMORANDUM OF UNDERSTANDING  
ON ACADEMIC EXCHANGE  
BETWEEN  
THE UNIVERSITY OF TOKYO  
AND  
THE UNIVERSITY OF BONN**

The University of Tokyo (Japan) and The University of Bonn (Germany) (hereinafter referred to as the “**parties**”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby conclude the following **Memorandum of Understanding**.

**Article 1.** The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following:

- (1) Exchange of faculty staff and administrative staff
- (2) Exchange of students
- (3) Collaborative research
- (4) Collaborative education
- (5) Exchange of academic information and materials.

**Article 2.** Actual projects to be implemented for the realization of specific programs as defined in **Article 1** shall be decided through discussion between individual departments of the parties and shall be laid down in separate written agreements between them.

**Article 3.** In the case that matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of **Article 1**, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party, the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising.

**Article 4.** Any activities under or in connection with this MoU shall be subject to the applicable export control laws and regulations. Should it be found that this MoU or any project or activity thereunder violates any applicable export control law and / or regulation, this MoU shall be void. Materials, documents and equipment shall, in this case, be returned to the party where they or it originated from. Neither party has the right to incur damages or claim compensation of any kind for costs or expenditure incurred in connection with the necessary reversal.

**Article 5.** This **Memorandum** is valid for five years from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the “term”). The term of this **Memorandum** may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate this **Memorandum** during its term by giving six months advance written notice to the other party.

**Article 6.** This **Memorandum** is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this **Memorandum** by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

The University of Bonn

---

Prof. Dr. FUJII Teruo, President  
/ / 2022

---

Prof. Dr. Dr. h. c. Michael Hoch, Rector  
/ / 2022

令和4年7月28日

総合文化研究科国際交流・留学生委員会委員長  
筒井賢治 先生

農学生命科学研究科  
国際交流室長  
岩田 忠久

東京大学とボン大学との間における学術交流に関する協定の更新について

標記の件につきまして、本研究科では2016年に締結したボン大学との間における学術交流に関する協定を更新したいと考えております。つきましては、貴部局に関係部局としてご参画いただきたく、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

ご協力いただける場合には別添の更新のための実績報告書（案）の「交流分野」「実施責任体制」「これまでの交流実績・成果等」「更新後の交流計画」欄にご記入下さいますようお願いいたします。また、別添の協定案については内容をご確認いただき、修正点等がございましたらお知らせください。なお、協定文案につきましては今後調整の過程で変更の可能性がりますことをご了承いただければ幸いです。

添付書類

更新のための実績報告書（案）

協定文案

連絡先：農学生命科学研究科国際交流室  
門間 麻紀（内線 28122）  
Email: oice.a@gs.mail.u-tokyo.ac.jp